愛川町教育委員会

平成26年1月27日

愛川町教育委員会1月定例会会議録

- 1 会議日程 平成26年1月27日(月)午後2時00分から午後3時13分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について

日程第2 前回会議録の承認について

日程第3 教育長報告事項について

(1) 教育長報告事項

日程第4 協議事項

- (1) 審議会等に関する見直しについて
- (2) 愛川町社会教育委員設置条例の一部改正案について

日程第5 その他

- (1) 全国体力・運転能力・運動習慣等調査について
- (2) かながわ駅伝競走大会について
- (3) 平成26年立志式について
- (4) 卒業式・入学式「教育委員会のことば」について
- (5) 平成25年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に 関する短期調査(第3期)の結果について

4 出席委員 委員長職務代理者 井 上 正 博

教育委員 平田明美

教育委員 榮利隆一

教育長 熊 坂 直 美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長 佐藤隆男

教育総務課長 熊 坂 祐 二

生涯学習課長 山田正文

スポーツ・文化振興課長 小島義正

教育開発センター指導主事 高山真一

指導室指導主事 板 橋 康 央

教育総務課副主幹 井上 守

◎開会

○ (井上委員長職務代理者) 皆さん、こんにちは。

ただいまから、1月の定例教育委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は4人であります。定足数に達しておりますので、1月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○ (井上委員長職務代理者) 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。 本定例会の会期でありますが、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。 よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○ (井上委員長職務代理者) 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録については、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○(井上委員長職務代理者) よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願い いたします。

◎日程第3

○(井上委員長職務代理者) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。(1)教育長報告事項についてご説明願います。

――教育長より詳細について説明――

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。 (1) 教育長報告事項について、何かお聞きしたいところなどがありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○ (井上委員長職務代理者) いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、(1)教育長報告事項については、教育長説明のとおり、ご了承願います。

◎日程第4

次に、日程第4、協議事項であります。 (1) 審議会等に関する見直しについての説明を お願いいたします。

○ (熊坂教育総務課長) 教育総務課長です。

それでは、協議事項の1点目、審議会等に関する見直しについてご説明を申し上げます。 資料の2-1をご覧ください。そこに審議会等に関する見直しについてということで、趣旨 が載ってございます。平成16年9月施行の「愛川町の審議会等の運営に関する基本指針」に 基づき、町が設置している審議会、審査会等のうち、私的諮問機関として位置づけられてい る30の審議会等について、設置目的や役割等を再点検し、地方自治法第138条の4第3項の 規定による附属機関としての位置づけを検討するとともに、附属機関及び私的諮問機関の区 分の明確化を図るものとなってございます。

現在町では、行政運営上、必要な各種委員会を設置していますが、その私的専門機関とし て運営してきた委員会の見直しを行っております。それで、地方自治法の定めは資料2-1 の真ん中あたりに囲んだところがありまして、こういったものについては条例で機関を置く ことができるとなっております。きっかけについては、小田原市におきまして、市が要綱で 設置をいたしました市民ホール管理運営計画検討委員会というのがありまして、これについ て住民監査請求が出されたことによるものでございまして、その設置目的、所掌事務、組織 及び運営状況などから見ると、諮問または調査のための附属機関に該当することが明らかで あるという結果になりまして、こうした委員会を要綱で設置することについては、附属機関 を設置しようとするときは、必ず法令または条例によらなければならないと定める、地方自 治法の第138条の4、第3項に反する違法状態ということになり、市に対して、適法な状態 にするための措置が勧告されたものでございます。これを受けて小田原市については条例化 を図っておりますが、その他にもいろいろなところでこういった違法性という指摘がされて おりまして、それまで私的諮問機関で定めていた委員会とか審議会などを条例化するという 動きが出ております。これを受けまして、町でも条例に位置づけていない私的諮問機関が数 多くありますことから、今回、これの見直しを行いまして、条例化が必要なものは条例化の ための準備が進められておりまして、3月議会に提案していく予定となっております。具体 的には資料の1ページの中段をご覧いただきたいと思うんですが、2番の審議会等の見直し 基準ということで、まず、(1)で附属機関として位置づける審議会等となっています。真 ん中あたりにアイウエとあるんですが、附属機関の判断基準としては、アにありますように、 調停、審査、諮問または調査を目的として設置されているか、イとして合議体として意思決

定をしているか、ウとして、外部委員が含まれるか、エとして、町が設置し、会議の運営に 係る庶務を町において行っているか。こういったものについては、附属機関として位置づけ るということで条例化していこうというものでございます。

次のページに今回の見直しでは、(2)にありますように、その内容を見て、私的諮問機関として引き続き位置づけるものもございます。また、(3)ということで、審議会等に位置づけない会議も中にはございます。また、廃止を検討する審議会等も出ております。こういった基準に従って見直しを行っておりまして、教育委員会の関係、教育委員会の所管する各種委員会や審議会につきましては、次の横長の表をご覧いただきたいと思います。6つの協議会、委員会がありますが、これについて、見直しに対する対応について、今回検討が行われたものでございます。教育委員会については、まずその表の一番上、生涯学習推進協議会、これは生涯学習課が所管するものでございます。第2次生涯学習プランの総合的な推進を図るための協議を行うということで、要綱で設置されていたものでありますが、これについては、その横の対応にありますように、新たに附属機関に位置づけることとし、附属機関の設置に関する条例の制定等、必要な対応を図ることとするとしたものでございます。

具体的な内容としては、推進協議会設置要綱と推進プラン策定委員会設置要綱、この2つがありましたが、それを一本化した条例を新たに制定するという対応をしてまいります。 今後、定例教育委員会並びに議会に条例を提案していくということになります。

2番目の愛川パートナープラン推進協議会です。同じく生涯学習課が所管で、これについては第2次男女共同参画計画の総合的な推進を図るため、計画の総合的推進を図ることなどの協議を行うということで、これも設置要綱で定められているものなんですが、新たに附属機関に位置づけまして、条例の制定等、必要な対応を図ることとするものでございます。

これについての具体的な対応としては、推進協議会設置要綱と基本計画策定委員会設置要綱がありまして、これを一本化した条例を新たに制定することとなります。これについても、 定例教育委員会並びに議会に条例を提案していくことになります。

3つ目にある愛川町教育委員会・点検評価委員会、これは教育総務課が所管するものでございますが、ご存じのとおり、教育委員会の点検評価を外部委員の見地から意見・評価を行うものでございます。これは実施要領ということで定めがございますが、これについては条例化せずに引き続き私的諮問機関としての位置づけということで、特に実施要領等の変更はございません。

4番目に郷土資料館運営委員会、これはスポーツ・文化振興課が所管いたします。資料館

事業及び郷土資料の保存と活用等について協議を行うものでございますが、この委員会の設置要綱で定められております。これについても、引き続き私的諮問機関としての位置づけということで、委員会の名称とか、委員長の関係とか、そういったところの細かい改正については、必要に応じて行っていくことになります。

次のページ、5番目、就学指導委員会、これは指導室が所管いたしますが、障害がある次年度の就学児及び学齢児童・生徒に対して、障害の種類、程度、状態等に応じて、適正な就学指導を行うため、障害のある児童・生徒の就学措置に対する指導助言に関することなど審議を行うものでございまして、これについては、就学指導委員会要綱で定めがされております。これについては、審議会等に位置づけない会議ということにいたしまして、附属機関及び私的諮問機関と誤認混同されることのないような要綱の改正等、必要な対応を図っていくものでございます。

6番目、教育委員会表彰選考委員会でございます。これについては、教育総務課が所管いたしまして、教育委員会に関係する団体及び個人の業績を表彰するに当たり、表彰の選考を行うものでございます。

表彰実施要領でこの選考委員会の定めがあるんですが、対応といたしましては、被表彰者の選考に当たりましては、表彰規程のほうに、教育委員会の会議に諮り決定するとされているものなんですが、現状ではその前に表彰選考委員会を開催して、二重の選考を行っているような状況でございますので、現行の選考委員会による事務、これを現行の選考委員会による審査を事務局の内部の事前審査に変更するものでございます。

改正の内容としては、実施要領から選考委員会に係る部分を削除いたしまして、これから はまず事務局内の事前審査を行ったものを教育委員会にかけて、表彰の選考を行っていただ くという形になります。

このようなことで、今回町の審議会等の見直しに関して、教育委員会としては条例化に持っていくものが2つございます。それ以外は、先ほどご説明しましたように、審議機関として続けるものであるとか、審議会として引き継げないもの、また、表彰選考委員会のように要領を改正して選考委員会を実質的にはなくしていくという対応をするものでございます。説明は以上です。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。(1)審議会等に関する見直しについて、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○ (井上委員長職務代理者) 職務代理ですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) この条例化するところについては、この条例の内容に、担当課というのは明記されるのでしょうか。というのは、愛川パートナープランについてかつて担当課が変わりましたけれども、あれは設置要項があったので、割と簡単にというかスムーズに変わったと思うんですが、今度条例化の中にそれがどういう形で出てくるかによっては、条例改正でないと担当が変わることができないなんてことが出てくるのかなと思ったんですけれども。それは、これから内容を詰めていくということでしょうか、条例の内容については。そこまでは入れないんですかね。
- (熊坂教育総務課長) 今回は、条例化するといっても、包括条例といいまして、一つの条例の中に二十何本と全部載せてしまって、その条例案、審議会なんかの名称とあと設置目的、それだけを書いて、細かいことは規則に委ねるというやり方と、個々の条例で決めて、全部委員の人数から任期から事務局などが書いてあるのもありますけれども、今話に出ました生涯学習等女性プランの関係は包括条例というまとめたほうに載ると思いますので、どこが所管するというのはないと思います。
- (井上委員長職務代理者) わかりました。ありがとうございました。

それでは、ほかに特に質疑はありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、協議事項(1)審議会等に関する見直しについては、説明のとおり、ご承認願います。

次に、(2)愛川町社会教育委員設置条例の一部改正案についての説明をお願いいたします。

○ (山田生涯学習課長) それでは、協議事項の2点目、愛川町社会教育委員設置条例の一部 改正案についてご説明をいたします。資料は2-2番になります。

昨年25年6月に社会教育法の一部改正が行われまして、これまで全国統一的に定められて おりました社会教育委員の委嘱基準を各地方公共団体の条例で定めるということに法律の改 正がされました。そこで、本町でも社会教育委員設置条例の一部改正を予定しておりまして、 現在総務課の法制部局とも協議を行っているところでございます。今後、定例教育委員会や 3月議会のほうに提案をしてまいりたいというふうに考えております。そして、本日は、そ の途中経過といたしましてお知らせをさせていただくものでございます。

現在、愛川町社会教育委員の委嘱基準でございますけれども、改正前の社会教育法に、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するというように定められておりました。そうしたことから本町でもこの法に基づいて委嘱をしているところでございます。今回、改正法では、この委嘱基準が先ほど申し上げましたように、地方公共団体の条例で定めるということになったのですが、文部科学省令でこの定める基準、これを参酌して地方公共団体の条例で定めることとなりますことから、文部科学省令におけます参酌基準と同様の内容を条例に定めてまいりたいと考えております。

具体的には、2枚目をご覧いただきたいと思います。こちら新旧対照表になっておりまして、左側が現行の条例、右側が改正後、改正案ということでございます。右側のアンダーラインの引いてある箇所、これが変更点となります。第2条の2項です。ここに社会教育委員の委嘱基準を加えたものであります。この内容そのものは文部科学省で定められている参酌基準と同様なものを条例の中に書き加えたというところでございます。

また、この条例につきましては、26年の4月1日の施行ということになっております。 なお、この条例改正につきましては、実質的には現行の社会教育委員さんに何か変更がある ということではございません。今まで国の法令で定められた基準を町の条例に置きかえたと いうものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。(2) 愛川町社会教育委員設置条例の一部改正案について、何かお聞きしたいところなどがありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○(井上委員長職務代理者) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、協議事項(2) 愛川町社会教育委員設置条例の一部改正案については、説明のと おりご承認願います。

○(熊坂教育長) 本日、中身についてご説明いたしまして、ご了承が得られましたので、次回、2月のときに議案として提出をさせていただきます。そこで、議決後、町の議会へ正式に全部合わせました条例として、議案として提出という、そういうような手続になりますので、ご承知おきいただきたいと思います。お願いします。

◎日程第5

次に、日程第5、その他、(1)全国体力・運動能力・運動習慣等調査についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○ (板橋指導室指導主事) 指導室指導主事です。

では、資料3に基づきまして、お話しさせていただきます。本年度、全国の体力・運動能力・運動習慣等調査ということで、文部科学省のほうで、小学校が5年生、中学校が2年生の全児童・生徒を対象として調査が行われました。その中の結果が届きまして、さらにその中の、愛川町の児童・生徒の特徴ということで分析をさせていただいたものについて、簡単ではございますが、ご報告させていただきます。

まず、体格のほうは基本的にはほぼ全国並みと考えていただいて結構かと思います。小学校の男子の身長はやや小さいとか、あとは小学校男子の中等度・高度の肥満の児童が若干多いということになりますが、基本的にはほぼ全国並みとなっております。

運動能力の特徴についてですが、総合得点で全国平均を下回っており、総合評価A・Bという高得点者のほうが少なくて、D、Eが多い結果になっております。

その資料3を何枚かおめくりいただきまして、2枚めくっていただいた裏側に総合評価 (男子)、総合評価 (女子)という横向きの帯のものがございます。ページ番号が振っていないのでわかりづらいかもしれませんが、太目の帯のものがありますが、これで評価を見ますと、全国、神奈川、それから市町村でいうところの、これが愛川町の評価になります。小学生は大体県並みではありますが、全国に比べると、やや劣るかなと。中学生については、男子、女子とも全国に比べて劣るかなと。県に比べても劣るかなということで読み取れるかなと思います。

調査の項目別に見ていくと、握力、長座体前屈とか、基本的な体の動かしについては、いい結果が得られているんですけれども、特に反復横とびと上体起こし、横に素早く動く動きであるとか、上体起こしという背筋運動みたいな感じの、短い時間で力強い動きを繰り返すような動きについては、男女、小・中学校ともに全国、県平均に5ポイント以上下回っているという結果になっております。

それから、あわせて行われた生徒質問紙の回答からの特徴ということで、運動部への所属 という部分では、全国平均を下回っております。

それから、細かいところを少し飛ばしまして、朝食についてでは、特に男子の朝食を食べないことがあるという割合のほうが、全国に比べて比較的多いという部分が見られます。睡眠についても十分ではないと言えます。1日のテレビの視聴時間が3時間以上の割合は、男女、小・中学生問わず、非常に高いということで、これは学力状況調査等の結果とも同様となっております。

ただ、その中で、体育・保健体育の授業について、「楽しい」とか、「できないことができるようになった」と回答できている児童・生徒は多いので、学校教育の中でも体育の部分については、比較的子どもたちには好意的に捉えてもらっているのではないかなと考えております。クロス集計の結果からは、当たり前と言えば当たり前なんですけれども、運動部に所属している児童・生徒、運動時間が長い児童・生徒、運動が好きな児童・生徒、運動が得意な児童・生徒というものについては、やはり体力得点が高くなるという傾向があります。

まとめとしましては、体格については、ほぼ全国平均と同じということでありますが、運動能力の得点については、やや低い。特に反復横とび、上体そらしなど、素早く力強く動くことが苦手であると思われます。握力や長座体前屈など、筋力や柔軟性はしっかりしているので、保健体育の授業などを通じて運動することの楽しさをしっかり伝えていくことが大切であると考えております。

調査項目の中を分析することによって、マイペースに取り組んだり、一人でできる運動ということについては、要望が高い部分で、考慮に入れながら、また運動する時間と機会をふやすことで週末運動時間等を長くできるような方向性に持っていければ、運動能力の向上が見られるのではないかなと考えております。また、この内容については、校長会でもお伝えしてありますので、また、保健体育の授業改善等に役に立ってきているのかなと考えております。

以上です。

- ○(井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。これより質疑に入ります。(1)全国体力・運動能力・運動習慣等調査について、何かお聞きしたいところなどがありましたら、お願いします。
- (平田委員) 体力もさることながら、学習のほうも低下しているなど、厳しい状況なので、せめて運動のと思っておるんですが、このような内容をこれから校長会のほうで説明されたと今おっしゃっていましたけれども、現場の先生たちが大変苦労されているのはよくわかりますが、実際、運動も平均より下回っているというところもあると思うんですね。ですから、せめて運動ぐらいはできるような状況、これだけいろいろな自然の中におるところですので、もっと子どもたちが伸び伸びと取り組んでもらえるようなものというのは、現場ではいかがなんでしょうか。
- (板橋指導室指導主事) 私たちもそういうふうには考えておるんですけれども、この結果が全て、どういう形でつながっていくかということは、なかなか分析も難しい部分はあると思いますが、一つは、今の資料の最後のところを見ると、やはり運動している時間がどれぐらいという部分は確かにあるかなと思うんですね。運動部に参加している子については長い時間、やはり部活動とかでやっているので、部活動も朝練なんかは全国に比べて非常に盛んであるというような部分は読み解けるんですけれども、それに対して、逆にやっていないお子さんの割合がすごく多くて、総運動時間の分布でゼロに近いところのお子さんが非常に多いんですね、割合的には。日ごろの運動の中で、やはりクラブ活動に入っていたりとか、自分で社会体育で野球に入っているとか、サッカーに入っている子だけではなくて、やはり身近なところに運動があったり、身近なところで運動ができる環境というものが大事になってくるのかなと考えております。ただ、その場所を確保するということは、学校現場だけでは非常に難しい部分があると思いますので、よくこの内容を分析しながら、次年度以降も検討していきたいと思います。
 - 一つどうかなとは思うんですけれども、今回の運動能力テストは久しぶりに行われました ので、子どもたちの中では少し不慣れな部分も正直あったかなというところもありますので、 きちんとした評価の部分でも、来年度もこれは問われるというようなことも聞いていますの で、今後もどういうところが伸びていて、逆にどういうところが変わらず伸びないなという ところがあれば、そこを焦点化して、検討していければと考えております。
- (井上委員長職務代理者) 平田委員、よろしいですか。
- (平田委員) 運動もそうですけれども、勉強のほうも先生から教えていただくものはよく

わかっているけれども、結果に結びつかないというのもありましたよね。今も授業の内容は 楽しいし、できるようになったと書いてあるけれども、現実として成果が出ていない。言い 方は悪いですけれども。これから出ると思うんですが、そのようなことが、今おっしゃった ような内容に近づけるように現場の先生たちにももう少し言っていただければいいかなと私 は思います。長い目で余り見ていくと、かなり長い目で見ていますけれども、そのような形 をとっていただければと思います。

- ○(井上委員長職務代理者) いいですね。よろしいですか。 ほかに何かございますか。
- (熊坂教育長) この数字に出てきている総運動量の関係で、少ない子が多いんですよね。 これがうちへ帰って外遊びをせずにテレビ、ゲーム、どうもこっちのほうに行っているとい う傾向があるのではないかと思うんですね。ですから、その辺のところをやはり、親御さん にも働きかけていかないと、なかなか体を動かすところへ行かない子が多いのかなという感 じがいたします。それと、結局肥満が若干というのも、運動が足りないところにありますの で、とにかくもう少し体を動かす方向へ持っていかないといけないのかなということを感じ ています。よろしくお願いいたします。
- (井上委員長職務代理者) ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

○ (井上委員長職務代理者) よろしいでしょうか。

ほかにないようでありますので、(1)全国体力・運動能力・運動習慣等調査については、 説明のとおりご了承願います。

- 次に(2)「かながわ駅伝」競争大会について、ご説明をお願いします。
- (小島スポーツ・文化振興課長) スポーツ・文化振興課です。

まずもって各委員さんの皆様には、先般の1月12日の町一周駅伝競走大会では、ご出席、 また、いろいろなお仕事をしていただきまして、ありがとうございました。お礼申し上げま す。

それでは、資料の4でございますけれども、市町村対抗のかながわ駅伝競走大会でございます。このかながわ駅伝競走大会ですけれども、昭和21年に第1回が開催されまして、本大会で68回を迎えます。神奈川県下の市町村対抗によります駅伝大会ということでございます。大会の実施要綱ですけれども、1の主催、2の後援は記載のとおりでございます。5の期

日ですけれども、来月の2月9日の日曜日に開催がされます。小雨、小雪は決行いたします。

荒天の場合は中止となります。開会式の関係ですけれども、会場は秦野市の中央運動公園、午前9時に発走、スタートをいたしまして、県立相模湖公園までの7区間、51.5キロを7名の選手がたすきをつないで競う大会でございます。要綱に記載がされておりますけれども、1枚目の裏面です。第1区は中学生の男子区間となっております。また、第4区は女子の選手の区間となっております。その他の区間は高校生以上の男子区間としております。1枚目の表です。7番、編成の関係ですけれども、監督が1名、選手が補欠を合わせまして11名で編成がされております。以下、大会の実施要綱のとおりでございます。

3枚目をおめくりください。ここには選手の通過予定時刻の資料がございますけれども、 3枚目の裏面に表がございます。愛川町はこの表でいいますと、第6区に該当いたします。 中段の右側です。第6区になりまして、選手の予定通過時刻ですけれども、国道の412号の 田代・平山坂下の信号が、午前10時35分ごろ、半原の国道の愛川大橋が午前10時50分ごろ、 こういった時間が通過予定時刻となっております。

なお、愛川町ですけれども、前回の67回大会では、30市町村中、全体で第13位でございま した。町村の部では第1位でございました。

次の資料、4枚目ですけれども、愛川町の選手団の名簿が記載されておりますけれども、 この11名の選手の選考に当たりましては、先般の町一周駅伝競走大会の結果や今までの競技 実績が加味されての愛甲郡陸上競技協会の選考となっております。

なお、この選手団の結団式ですが、今週末の31日金曜日の午後7時から、町文化会館3階 会議室で行われます。

次のページの資料ですけれども、町一周駅伝競走大会の結果を添付させていただきました。 既にご承知のとおりの結果でございます。1部は田代区Aということで、3大会ぶりの優勝 でございました。裏面には2部の記録がございますけれども、優勝は立科町ということで、 七連覇を果たしております。

また、区間賞ですが、裏面の下の段にございますが、今大会は田代区Aの第4区を走りました、山口優弥選手が区間新記録を出してございます。次の資料はスポーツ少年団によります、ミニ駅伝大会競争大会の結果でございます。結果は表のとおりでございます。

説明は以上です。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。(2)「かながわ駅伝」競走大会について、何かお聞きしたい ところなどがありましたら、お願いします。 (発言する者なし)

○(井上委員長職務代理者) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、(2)「かながわ駅伝」競走大会については説明のとおりご了承願います。

次に(3)平成26年立志式についてご説明をお願いします。

○ (山田生涯学習課長) 生涯学習課です。資料5をご覧いただきたいと思います。

立志式につきましては、既にご案内をしておりますけれども、再度確認をさせていただき たいと思います。

開催日時は平成26年2月7日金曜日、午後1時の開始となります。

おめくりいただきたいと思います。立志式は、今年度もまた中学生に司会進行等をお願い するという形で進めてまいります。

第1部の式典におきましては、「教育委員会のことば」を井上教育委員長職務代理者にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大体の時間でございますが、1部につきましては、2時ぐらいまで、その後、第2部が講演になります。こちらが予定では2時10分から3時30分の予定となっております。昨年度に引き続きまして、腰塚勇人さんにお願いをしております。

次に最後のページになりますけれども、席次表をつけさせていただいております。番号が振ってございまして、1番のところに委員長職務代理者に座っていただきまして、委員の皆様には、4番から3つ隣という形になります。また、当日、受付が終わりましたら、一旦文化会館の応接室を控え室としてご利用いただきたいと思います。その後、私どもがご案内をさせていただきたいと考えております。

立志式につきましては、以上でございます。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。(3)平成26年立志式について、何かお聞きしたいところ、また、ご意見などがありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○ (井上委員長職務代理者) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、(3) 平成26年立志式については説明のとおりご了承願います。

次に(4)卒業式・入学式「教育委員会のことば」について、ご説明をお願いします。

○ (板橋指導室指導主事) 指導室指導主事です。

それでは資料6をご覧ください。例年ここで3月の卒業式、小・中学校、それから、4月に行われます入学式のほうでのものについて、「教育委員会のことば」を栞の中に入れさせていただいていますが、その原案について資料6、表裏で刷らせていただいております。中学校の卒業式につきましては、3月13日、小学校の卒業式については3月20日、小・中学校の入学式については4月7日ということに今年度はなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。(4)卒業式・入学式「教育委員会のことば」について、何かお聞きしたいところ、またご意見などがありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○ (井上委員長職務代理者) いかがでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) よろしいですか。

この「教育委員会のことば」は、かなり前は卒業式の中で、伝える場がありましたよね。 最近は時間の関係とか、いろいろな状況で各学校が冊子の中にとじ込んでおいて、後ほどご 覧くださいということで今進んでいると思います。そのやり方は悪くないと思いますが、結 局、ほとんど見ないで行ってしまう可能性もあるなと、かつて思っていたんですね。だから、 これは各学校で伝える場があるといいなという思いがしていました。例えば、担任の先生が 読むとか、学級指導の最後のところで読むとか、みんなで見てみようとかいうことがあって もいいかなと、私もかつて思ったものですから、せっかくこうやって用意したものですから、 やはり伝えていくという機会が必要なのかと思いますので、ぜひ校長会等でその話をしてい ただけたらいいかなと思います。せっかくの内容ですので、卒業生もそうだし、保護者の方にも教育委員会としての言葉、その内容を伝えて、励まして、お祝いしてあげたいなという 気持ちがありましたので、また何かの折にでも、お伝えいただければと思いました。

ほかに特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 異議ないものと認めます。

よって、(4)卒業式・入学式「教育委員会のことば」は説明のとおりご了承願います。 次に(5)平成25年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査(第3期)の結果について、ご説明願います。

○ (板橋指導室指導主事) 指導主事です。

続きまして、では資料7のほうをおあけください。神奈川県の児童・生徒の問題行動等に 関する調査がここで行われましたので、とりあえずまとめた分でということでご報告をさせ ていただきたいと思います。

まず、最初のページが、調査 I ということで、上の段は小学校ゼロ件ということで、特に欄の中には記載がありません。下の段が中学校ということで、全部で21件ということになります。軽微なものも少し含まれておりますが、件数的には例年とそんなに多くは変わらないペースだなというところではあります。それで、少し器物損壊あたりがあったり、対人関係でというのが、11、12月に少し、最後のこの欄外では少し多かったかなという部分があります。

それから、後でも、いじめのところでも出てきますけれども、やはりここで話題になっているLINE関係のことがきっかけになってというようなもの、携帯のSNSというものの中でのトラブルなんていうものも少し見られます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、調査Ⅱはいじめの状況ということになります。こちらの例が小学校ということで、全部で11件、1期の部分でご報告させていただいている部分も含まれておりますので、7月までの部分は以前お示しした部分でございます。これについては、11、12月にここのところ件数は多く見られているんですけれども、逆に発見の部分が比較的早い段階で、重くなっているというよりは教師とかが、ここはおかしいんじゃないのかなというあたりのきっかけから、気づいて対応をとったというようなものも含まれております。複数での、小学校段階ですので、悪口であったりとか、仲間外れであったり、ま

た、いじめ関係の調査を学校で行っていまして、そういうものから出たものも含まれております。

少し気になるのは、性的な部分に関するようなものも含まれることが気になる部分でございます。

そして、次のページが中学生になります。全部で8件になります。これについては、10月、11月ごろが多くなっております。LINEを介してのものなどが含まれております。

さらにその次のページですが、長期欠席者及び不登校のものについて、少しまとめたものを載せさせていただきました。平成25年は長期欠席については、そんなに右側の30日以上欠席の児童・生徒数が、現時点では昨年よりは少しおさまっているかなという部分が小学校、中学校については、57が60なので、そんなに数的には変わらないかなという部分です。

ただ、右側のチーム支援している数というところが、小学校も中学校も増えております。 3段あるうちの一番下が愛川町合計になるんですが、チーム支援数というところが、15日から29日欠席の児童・生徒が、昨年度17件が26件、30日以上欠席の児童・生徒のうち56件が68件ということで、多くの児童・生徒に対してチームで当たって、比較的1人の先生がただ対処してということではなくて、いろいろな部分で関係機関とのつながりを持ったりとか、そういう中で対処してきておりますので、数字にはあらわれていない部分もありますが、ある学校では、長期欠席でほとんど学校に来られなかった子が今年度に入って登校できるようになったケースですとか、それからSSWといって、福祉関係の専門家が入ることで、家庭環境が落ちつき、保護者が子どもの教育に目が行くようになりまして、ここで子どもの、今度、支援級への入級等の情報収集に入ってということで、今まで子どもまでなかなか手がいかなかった家庭について、少しそういう部分の視点が入ってきたかなというケースも見られてきていますので、そういう部分では、手ごたえとしては感じております。数の部分では、これからまだまだ考えていかなければいけないところはありますが、こういう現状になっております。その次の面からは、これの中身になりますので、割愛させていただきます。

以上です。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。(5)平成25年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査(第3期)の結果について、何かお聞きしたいところ、また、ご意見などがありましたらお願いいたします。

どうぞ、平田委員。

- (平田委員) 中学生の、2枚目のところの内容で、対応状況のところで、一定の解消と解 消済みとありますけれども、一定の解消というのは、今はいいけれども、今後はわからない ということですか。これを教えてください。
- (板橋指導室指導主事) 基本的には、まず直接的にその時点での生徒さんが被害を常に受けているという状況は改善されたり、例えば登校できなかった状況が、登校できないままでではなく、少し登校はできるようになったと。ただ、人間関係という部分については、これは解消になったものも含めてなんですけれども、解消というふうになったから終わりということではなく、基本的には継続して見ていくということはこちらもお願いはしているところでございます。その中で教員としては、基本的に問題として片づいたと、解消したと見られるものについては解消、ある程度学校に来るとか、その一番よくない状況が改善されたという部分についてはオーケーだけれども、例えば部活動内とかで、まだまだ人間関係として、ちょっと強い、弱いなんていうことが出てしまうときがあるというときについては、一定の解消というようなご報告になるかと思っています。

先ほど少しLINEの話をさせていただいたんですが、このLINE等については社会現象になりまして、テレビ等、マスコミでも大分大きく取り上げられているんですが、なかなか保護者への周知が十分ではないかなという部分もありますので、まだ原案等はできていないんですけれども、教育委員会と校長会との連名で保護者向けに啓発関係の印刷物等を作成することを考えていますので、ご報告はしたいなと考えております。

以上です。

- ○(井上委員長職務代理者) よろしくお願いします。よろしいですか、平田委員。
- (平田委員) ありがとうございます。ちょっとよろしいですか。

別のお尋ねになってしまいますが、今、学校に小学生は持ってこないと思いますが、中学生はスマホや携帯電話をどのぐらい持ってきているんですか。ほとんどの生徒が持ってきていますか。原則はいけないと思っているんですけれども、でも、持ってきてしまっている子がほとんどなのでしょうか。

○ (熊坂教育長) この間、青少年指導員の会議に中学の生徒指導の先生方、3名来られまして、確かにLINEは今困っているというお話がございました。それがブログだと、パソコンからどんな状況になっているかが見てとれるんですね。ところが、LINEの場合、そのグループでしか見られませんので、情報がつかめないということでありまして、親御さんに働きかけて、親御さんが危機感を持って、しっかり見ていてくれないと困るという話が一つ

ございました。そういうことがあって、子どもたちの様子を真剣に見ているわけですけれども、なかなか見切れないという状況が一つあるということを学校では苦慮されていると。これは愛川町だけではなくて、あちらこちら、みんなが困っているという状況ですので、そういう意味で、各家庭にパンフレットをつくって配ろうと、啓発活動をしていきたいと、それと同時に2月15日か、PTAの活動研究大会がありますが、そこの講演もこれに関係する内容をやっていただくと、そういったことを考えております。いずれにしましても、これがはやっていくと、大変な状況になりますので、何とかしていきたいと考えております。その中で、子どもたちの学校へ持ってきているかどうかという話も出てきましたが、持ってきて見つかれば帰りまでは預かるということを徹底しているということです。学校でそれを使って云々ということは、ほとんどないという話は聞いてございます。ただ、持っているかどうかという点では、実際、家庭での所持でいくと、相当数が持っている状況ではないかというようなお話を聞いてございます。

以上です。

- (平田委員) わかりました。
- (井上委員長職務代理者) 平田委員、よろしいですか。
- (平田委員) はい。結構です。
- (井上委員長職務代理者) ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 異議ないものと認めます。

よって、(5) 平成25年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査(第3期)の結果については、説明のとおりご了承願います。

では、日程5「その他」については以上となります。

全体を通して教育委員の皆さんからご意見等、ございましたらお願いします。

(「特にありません」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ないですか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 事務局のほうはいかがでしょうか。そのほかについて何かございますか。ないですね。

よろしいですね。

それではこれで1月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会いたします。 長時間にわたり大変ご苦労さまでした。 愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年2月24日